

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所等

指名停止措置業者名	住所
(株)ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

2 指名停止措置期間

令和4年11月16日 から 令和5年 2月15日まで(3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲

高萩市が発注する物品役務等

4 事実概要

(株)ニチイ学館は、愛知県又は岐阜県に所在する病院の特定医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月17日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2 第6項に該当する。

なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要領第4条第3項に該当する。

<高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2第6項>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上 12か月以内

<高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第4第3項>

(指名停止の期間の特例)

市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。